

債権差押命令申立書

(扶養義務等に係る定期金債権及び一般債権による差押え)

岡山地方裁判所 御中

津山支部

収入印紙

※津山支部に申立てをされる時は、としてください。

平成 22 年 2 月 2 日

申立債権者氏名 岡山花子 印

電 話 090-123-4567

F A X 086-765-4321

当事者 }
請求債権 } 別紙目録記載のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対して、陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

※陳述催告の申立てを同時にされる時は、上記記載例のように□にレを付けてください。

添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 執行力ある債務名義の正本	1通	記入不要です
<input checked="" type="checkbox"/> 同 送達証明書	1通	
<input checked="" type="checkbox"/> 資格証明書	1通	
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本	1通	
<input checked="" type="checkbox"/> 住民票	1通	

※提出される書類の□にレを付けてください。

受 付 印			
貼付印紙	円	取扱者	
添付郵券	円	認 印	

※「債権者」及び「債務者」の住所・氏名は、いずれも債務名義のとおりに記載してください。

当事者目録

債 権 者	〒 - 住 所 岡山市北区 町一丁目2番3号 √ (債務名義上の住所)	※債務名義に記載された住所と、現住所が異なる場合（引越をした等）は、債務名義上の住所と現住所を併記してください。 その場合には、つながりを証する書面として、住民票の写しなどを提出してください。
	〒 - 氏名等 岡山花子 (債務名義上の氏名) 倉敷花子	
	〒 - 送達場所 √ 住所と同じ	
債 務 者	〒 - 住 所 岡山市南区 町二丁目3番4号 √ (債務名義上の住所)	※債務名義に記載された氏名と、現在の氏名が異なる場合（婚姻により姓が変わった等）は、債務名義上の氏名と現在の氏名を併記してください。 その場合には、つながりを証する書面として、戸籍謄本などを提出してください。
	〒 - 氏名等 岡山県玉野市 町四丁目5番6号 南方次郎 (債務名義上の氏名) 北方次郎	
	〒 - 送達場所	
第 三 債 務 者	〒 - 住 所 岡山県津山市 町三丁目4番5号	※相手に給料を支払っている会社の本店所在地、商号、代表者名を代表者事項証明書などで確認の上、記載してください。
	〒 - 氏名等 株式会社 代表者代表取締役	
	〒 - 送達場所	

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

岡山 家庭裁判所() 支部)平成21年(家イ)
第12345号事件の調停調書正本に表示された下記金
員及び執行費用

※債務名義の表示に従
って記載してください。

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用
金 36万8850 円

※下記(1), (2)の合計
を記載してください。

(1) ア~エの合計 金 36万 円

ア 金 9万 円

ただし, 未成年者 三郎 の平成21年8月
から平成21年10月まで1箇月3万円の養育
費の未払分(支払期毎月 末日)

※申立日までに支払期
限が到来している未払
いの養育費の合計額を
記載してください。

イ 金 9万 円

ただし, 未成年者 四郎 の平成21年8月
から平成21年10月まで1箇月3万円の養育
費の未払分(支払期毎月 末日)

ウ 金 9万 円

ただし, 未成年者 五郎 の平成21年8月
から平成21年10月まで1箇月3万円の養育
費の未払分(支払期毎月 末日)

エ 金 9万 円

ただし, 未成年者 六郎 の平成21年8月
から平成21年10月まで1箇月3万円の養育
費の未払分(支払期毎月 末日)

※各未成年者につい
て, 未払いの養育費の
金額と期間を記載して
ください。

(2) 執行費用 金 8,550 円

(内訳)

本申立手数料金 4,000円

差押命令送達費用及び通知費用金 2,400円

申立書作成及び提出費用金 1,000円

送達証明書申請手数料金 150円

資格証明書交付手数料金 700円

※申立てにかかる費用の合計額と内訳を記載してください。

2 確定期限が到来していない定期金債権

(1) 平成21年11月から平成33年4月(債権者, 債務者間の未成年者 三郎が満20歳に達する月)まで, 毎月末日限り金 3万 円ずつの養育費

(2) 平成21年11月から平成35年4月(債権者, 債務者間の未成年者 四郎が満20歳に達する月)まで, 毎月末日限り金 3万 円ずつの養育費

※申立て後に支払期限が到来する養育費について, 金額と期間を記載してください。

(3) 平成21年11月から平成37年4月(債権者, 債務者間の未成年者 五郎が満20歳に達する月)まで, 毎月末日限り金 3万 円ずつの養育費

(4) 平成21年11月から平成39年4月(債権者, 債務者間の未成年者 六郎が満20歳に達する月)まで, 毎月末日限り金 3万 円ずつの養育費

請求債権目録(2)

(一般債権)

岡山 家庭裁判所 (支部) 平成 21 年 (家イ)
第 1 2 3 4 5 号事件の調停調書正本に表示された下記金員

※債務名義の表示に従って記載してください。

記

1 元金 50万 円
ただし、調停条項第 3 項記載の 50万 円の 慰謝料
の残金

※調停調書正本を参考に、金額及び金員の名目を記載してください。

2 損害金 円
上記 1 に対する平成 年 月 日から平成 年
月 日まで、年 パーセントの割合による金員
上記 1 の内金 円に対する平成 年 月 日か
ら平成 年 月 日まで年 パーセントの割合によ
る金

※遅延損害金を請求する場合(調停調書で遅延損害金の支払を約束していることが前提です)は、左記□のいずれかにレを入れ、遅延損害金の始期、終期、割合を記載し、金額を明らかにしてください。

3 執行費用
(内訳)) 執行文付与申立手数料 金 300 円
合計 金 50万0300 円

※1~3の合計額を記載してください。

なお、債務者は、平成 年 月 日に支払うべき金員の支払を怠り、同日の経過により期限の利益を喪失した。

なお、債務者は、平成 年 月 日(及び平成 年 月 日)に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したので、平成 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

※債務名義上、期限の利益の喪失約款があり、債務者が期限の利益を失ったことに基づいて申立をされる場合は、当てはまるものを選んで記載してください。

差押債権目録(1)

(請求債権目録(1)の債権について)

※請求する金員の種類によって、差し押さえることができる割合が異なるため、差押債権目録(1)には、請求債権目録(1)記載の金員についてのみ記載してください。

1 金 36万8550 円(請求債権目録(1)記載の1)

※請求債権目録(1)のうち、1の合計額を記載してください。

2(1) 平成21年11月から平成33年4月まで、
毎月末日限り金 3万円ずつ(請求債権目録(1)記載の2(1))

※請求債権目録(1)のうち、2の金額と期間を記載してください。

(2) 平成21年11月から平成35年4月まで、
毎月末日限り金 3万円ずつ(請求債権(1)記載の2(2))

(3) 平成21年11月から平成37年4月まで、
毎月末日限り金 3万円ずつ(請求債権(1)記載の2(3))

(4) 平成21年11月から平成39年4月まで、
毎月末日限り金 3万円ずつ(請求債権(1)記載の2(4))

債務者(株式会社 勤務)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

1 給料(基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く。)から給与所得税、住民税、

社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

3 1及び2により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。

差 押 債 権 目 録 (2)

(請求債権目録 (2) の債権について)

※請求する金員の種類によって、差し押さえることができる割合が異なるため、差押債権目録 (2) には、請求債権目録 (2) 記載の金員についてのみ記載してください。

1 金 50万0300 円

※請求債権目録(2)の合計額を記載してください。

債務者 (株式会社 勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 給料 (基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く。) から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の 4 分の 1 (ただし、上記残額が月額 44 万円を超えるときは、その残額から 33 万円を控除した金額)
- 2 賞与から 1 と同じ税金等を控除した残額の 4 分の 1 (ただし、上記残額が 44 万円を超えるときは、その残額から 33 万円を控除した金額)
- 3 1 及び 2 により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の 4 分の 1 にして、1 及び 2 と合計して頭書金額に満つるまで。